

宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成21年6月12日

宮城県監査委員 畠山 和純  
宮城県監査委員 袋 正  
宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門  
宮城県監査委員 工藤 鏡子

1 監査委員の報告日

平成21年3月31日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成21年5月14日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 北部県税事務所（旧大崎県税事務所）

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分 234,294,050円

過年度分 365,209,881円

合計 599,503,931円

・平成18年度収入未済額

現年度分 164,476,065円

過年度分 349,802,333円

合計 514,278,398円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減のため平成19年度から実施されている宮城県税収確保対策3か年計画に基づき以下の税収確保対策を講じた。

- 1 差押件数の目標を565件に設定し、差押強化の取組をしたところ、574件の差押えを行い、目標を達成した。また、電話加入権及び動産の公売や当事務所で初となるインターネット公売を実施した。
- 2 所内滞納事案検討会で処理方針を決定し、滞納整理の適正な進行管理に努めた。
- 3 自動車税については、納期内納付を促進するため、納税通知書を早期に発送し、市内スーパーマーケット及びJR古川駅における納期内納付キャンペーンや大手事業所及び飲食店へのチラシ配布などを実施したところ納期内納付率が件数ベースで前年度より3.9ポイント向上した。
- 4 個人県民税の収入率向上のため住民税特別徴収未実施の事業主に対して特別徴収への移行を市町と連携し働き掛けた。
- 5 納税者の利便を図るため夜間窓口納税を4回、休日納税窓口を3回開設した。

## (2) 北部県税事務所栗原地域事務所(旧栗原県税事務所)

### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

#### (内容)

##### ・平成19年度収入未済額

現年度分 55,634,352円

過年度分 89,741,227円

合計 145,375,579円

##### ・平成18年度収入未済額

現年度分 32,448,402円

過年度分 100,968,525円

合計 133,416,927円

### ロ 措置の内容

宮城県税収確保対策3か年計画での目標に基づき、収入未済額の縮減に努めている。

- 1 滞納事案検討会において、大口の滞納案件の状況把握と今後の処理方針を決定し、滞納整理が停滞しないよう努めた。
- 2 新規発生滞納事案については、早期の催告、財産調査及び積極的な差押えを実施し、滞納繰越とならないよう努めた。
- 3 個人県民税については、各種の徴収支援を行うとともに、事業者に対し、給与所得者に対する特別徴収制度採用を働き掛けた。

## (3) 東部県税事務所登米地域事務所(旧登米県税事務所)

### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分 71,094,781円

過年度分 114,097,844円

合計 185,192,625円

・平成18年度収入未済額

現年度分 47,106,754円

過年度分 113,437,913円

合計 160,544,667円

□ 措置の内容

県税事務運営に基づき、事務所の「運営基本方針」及び「事務実施計画」を策定し、収入未済額の縮減に努めた。

- 1 個人県民税については、登米市と住民税徴収対策会議を開催し、併せて情報交換も4回行った。これらに基づき、滞納処分研修や共同催告を実施し徴収支援を行った。また、登米市と企業訪問を実施し、特別徴収制度の普及・拡大を図った。
- 2 財産調査を早期に行い、滞納処分を徹底した。その結果、差押目標件数200件に対し270件の実績となった。(預貯金差押え215件、給与差押え45件等)財産調査等の結果、財産が無く失業中の者や収入が少なく生活困窮者等資力のない者については、処分停止を速やかに行った。

(4) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分 88,593,568円

過年度分 146,420,056円

合計 235,013,624円

・平成18年度収入未済額

現年度分 50,299,145円

過年度分 160,891,162円

合計 211,190,307円

□ 措置の内容

個人県民税については、管内市町との連携を進め、滞納者情報の交換、地方税法第48条による直接徴収を行うとともに共同徴収及び共同催告を行った。さらに特別徴収の推進を図るため、市町と共同で事業所訪問を行った。

それ以外の県税については、搜索を含めた財産調査を迅速に行い、資力があるにもかかわらず納付しない者については、預金、給料、電話加入権等の差押えを行い、滞納額縮減に努めた。

## (5) 仙台保健福祉事務所

### イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金及び未熟児養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

#### (内容)

##### 母子寡婦福祉資金貸付金償還金

###### ・平成19年度収入未済額

現年度分	4,942,318円
過年度分	21,549,615円
合計	26,491,933円

###### ・平成18年度収入未済額

現年度分	5,114,223円
過年度分	18,251,383円
合計	23,365,606円

##### 生活保護扶助費返還金

###### ・平成19年度収入未済額

現年度分	1,072,849円
過年度分	5,932,691円
合計	7,005,540円

###### ・平成18年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	6,167,243円
合計	6,167,243円

##### 未熟児養育費

###### 平成19年度収入未済額

現年度分	38,254円
過年度分	283,634円
合計	321,888円

###### ・平成18年度収入未済額

現年度分	1 0 6 , 2 2 9 円
過年度分	2 4 4 , 3 5 9 円
合 計	3 5 0 , 5 8 8 円

#### ロ 措置の内容

##### 母子寡婦福祉資金貸付金償還金

収納促進については、滞納発生後速やかに督促通知を行い、その後も電話や訪問等による督促や納入指導を行い、早期回収に努めている。また、収入未済の発生防止策として、貸付け決定前に借受人親子との面接実施や保証人の償還意志の確認を行うとともに家庭状況に応じた償還方法の変更などの納入指導を行っている。

今後も、未償還者に対して適宜電話や文書等による督促を行うとともに必要に応じて家庭等を訪問して督促するなど、生活状況を確認しながら、継続的な償還指導を行い収納促進に努めていく。

##### 生活保護扶助費返還金

平成19年度収入未済額の平成20年度末現在の状況については、現年度分は822,849円で、過年度分は5,709,691円で合計6,532,540円となっており、平成19年度末と比較すると473,000円の減となっている。

今後も、収入未済額の縮減に向け、現在、生活保護を受給している債務者に対しては通常の家計訪問の際に納入指導を行うとともに、既に生活保護が廃止となっている債務者に対しては、家庭訪問や電話等で収納促進に努めていく。

##### 未熟児養育費

処理状況について、年度の新しいものから優先的に電話催促を定期的に行い（平成19年度計18回）、電話連絡のつかないものについては家庭訪問を行った（平成19年度計3回）。

対応策として、申請時に未然防止のため制度説明を十分に行い、既に時効となっているものや特別の事情等により不納欠損となるものについては、速やかに子ども家庭課と協議しながら、不納欠損処分等の検討をしていくこととしている。

#### (6) 松島公園事務所

##### イ 監査委員の報告の内容

占用許可使用料において、還付手続きの遅延により損害が生じたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

##### (内容)

過誤納付金の還付手続きの遅延により損害が生じたもの。

- ・ 正規使用料 3,290円
- ・ 過誤納付金額 99,160円
- ・ 還付加算金 7,400円

・返還額合計 103,270円

□ 措置の内容

使用料の算定に当たって、基準の適用や積算等に誤りがないよう、起案時及び決裁時のチェックを慎重に行うこととした。

(7) 大河原地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

補助金の実績確認において、確認が不十分だったものが認められたので、実績確認を徹底するなど、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

市町村振興総合補助金において、実績報告書に基づき、書面による確認調査を行ったが、一部事業に不適正執行があったもの。

- ・事業名 市町村献血推進事業
- ・事業主体 丸森町
- ・補助金額 平成19年度 158,000円  
平成18年度 144,000円
- ・返還額 平成19年度 54,000円  
平成18年度 11,000円

□ 措置の内容

本件事案を受けて、適正執行の確保に係る対応方針を定め、管内市町等への通知を行うとともに、当所及び保健福祉事務所のメニュー事業担当者に対して、市町の事業執行に対する指導や厳正な実績確認の実施について改めて周知を図った。さらに、平成20年度補助金に係る確認調査の実施に際して、保健福祉事務所を含めた各メニュー事業の担当者等の会議を開催し、平成20年4月改正の「市町村振興総合補助金確認調査実施要領」に基づく厳正な調査実施を指示するとともに、特に、証憑書類や成果物の現物確認を徹底した。また、同時期に市町等の企画・財政担当課の職員を対象に会議を開催し、適正な事業の執行を求めた。

(8) 水産高等学校

イ 監査委員の報告の内容

学校徴収金において、職員による学年諸経費などの横領事件が発生し、不正に使用されたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・同窓会費，職員親睦会費，教材費等
- ・職員による横領金額 4,911,142円
- ・横領があったとされる期間 平成19年3月から20年5月

□ 措置の内容

「宮城県立学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領（準則）」の遵守を徹底するため、今回、新たに「会計処理マニュアル」を水産高校で独自に作成し、職員全員に配布するとともに取扱手続の遵守を校長から指導した。また、学校の関係団体に対しても適切な処理について改めて要請した。

すべての県立高校に対しては、平成20年6月に臨時校長会議を開催し、職員の服務規律の確保と取扱要領等の遵守の徹底について口頭及び文書で指導した。その後も機会をとらえて同様の注意喚起を校長及び事務長に行ってきた。また、全県立高校を対象に、学校徴収金の会計事務について、平成20年度からの2か年で事務処理状況を調査し、個別に訪問指導を実施している。